

特定継続的役務提供（特定権利販売）

1.事業者氏名（名称）、住所、電話、法人代表者氏名

社名： ACラーニング株式会社
本社所在地： 東京都千代田区神田須田町1-12-9富士第一ビル4階
電話： 03-6260-9625
代表者氏名： 代表取締役社長 星野 昌之

2.役務の内容

対面式英会話レッスンとパソコンを使った英会話レッスンの提供とサポート全般。

3.購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

パソコン、ウェブカメラ、ヘッドセットなどについては契約者自身にて準備。

4.役務の対価(徳利販売価格)その他支払わなければならない金額の概算額

更新料、年会費は必要ありません。
コース一覧を参照ください。

<https://memolish.jp/100/pay/pdf/ryoukin.pdf>

5.上記の金銭支払い時期、方法

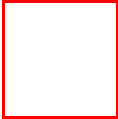
前払い方式、入金をもって契約成立とする。
支払い方法：指定金融機関へ現金振込、またはクレジットカード決済。

6.役務の提供期間

各コースご契約日（ご決済日）より、1年間とする。

7.クーリングオフに関する事項

本契約は、契約者の都合により、契約日より8日以内であれば、配達郵便記録、書留、内容郵便証明などの書面により契約に解除（クーリングオフ）をすることができます。クーリングオフをされる場合には、損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。またすでに引き渡しが行われている権利の引き取りに要する費用の支払い義務はありません。

〒101-0041	
	以下の契約は撤廃し、 解除します。
東京都千代田区 神田須田町1-12-9 富士第一ビル4階	お申込日 _____ お申込コース _____ 返金先金融機関名 _____
ACラーニング株式会社	口座種類 _____ 口座番号 _____ 口座名義 _____
住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____	

8.中途解約に関する事項

契約者はクーリングオフ期間の経過後においても、将来に向かって特定継続的役務提供など契約（関連商品の販売契約含む）を解除（中途解約）することができます。その際、事業者が契約者に対して差し引きする額は、

- (ア) 契約の解除が役務提供開始前の場合には支払い手数料
- (イ) 契約の解除が役務提供開始後である場合にはaとbの合計
 - a.提供された特定継続的役務の対価に相当する額
 - b.当該特定継続的役務提供契約の解除によって生ずる損害額として、
役務ごとに政令で定められた以下の額

「5万円又は契約残高（※）の2割に相当する額のいずれか低い額」

※契約残高とは、契約に関する役務の対価の総額から、すでに提供された役務の対価に相当する額を差し引いた額のことを指す。

9.割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は行っておりません。

10.前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置は講じておりません。当社の流動資産、固定資産として安全に期する形で管理がされております。

11.特約がある場合、その内容

受講を休会する際は休会届が義務となります。
尚休会届の提出がない場合には契約解除となります。